

鳥取縣公報

第 千 七 十 二 號

昭 和 十 四 年 十 月 十 三 日

金 曜 日

本 書 ノ 大 キ サ 固 定 規 格 A5 判

告 示

◆鳥取縣告示第六百五十五號
 日野郡畜産組合ニ對シ石見臨時牛馬市場左ノ通開設ノ件十月十三日付許可セリ
 昭和十四年十月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 市場ノ名稱 石見臨時牛馬市場

二 位 置 日野郡石見村大字上石見字宮脇 八二三八番地
 八二四番地
 八二八番地

三 開設者氏名 日野郡畜産組合

四 開場ノ日時 昭和十四年十一月 自十七日 至十九日 三日間

五 取扱家畜種類 牛 馬

六 家畜ノ賣買交換區域 日野郡 石見村 福榮村 日野上村
 黒坂町

七 家畜ノ賣買交換 停止ノ期

市場開催日及其ノ開催日前後ノ各一日間

◆鳥取縣告示第六百五十六號

氣高郡鹿野町末用川第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十四年十月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

氣高郡鹿野町大字鹿野

組合長 原 田 武 彦

氣高郡鹿野町大字末用

組合副長 原 田 武 二

◆鳥取縣告示第六百五十七號

氣高郡鹿野町河内川第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十四年十月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

氣高郡鹿野町大字鹿野

組合長 高 田 信 次

同郡同町大字同

組合副長 山 根 貞 藏

00063

◆鳥取縣告示第六百五十八號

「コレラ」豫防ノ爲左記ノ通縣令公布ノ旨福岡縣ヨリ通報アリタリ

昭和十四年十月十三日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

福岡縣令第四六號

「コレラ」豫防ノ爲メ傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ間左ノ區域内ニ於ケル漁撈ハ海草魚貝類ノ採取ヲ含ム) 游泳、海水ノ使用及海水ニ汚染シタル魚類ノ陸揚ヲ停止ス
本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

昭和十四年十月三日

福岡縣知事 兒 玉 九 一

一 戶畑市名護屋崎ヨリ六連島北端ヲ經テ下關市黒樫ニ至ル線及門司市部崎ヨリ下關市滿珠島燈臺ヲ經テ同市神田川河口ヲ見通シタル線内海面

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

正 誤

昭和十四年九月二十二日鳥取縣公報第千六十六號

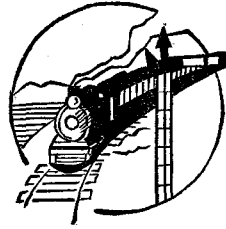
頁	行	誤	正
二二	一一	雪中集炭施設 炭材積積	雪中製炭施設 炭材積積

00062

次 目

- ―― 時局下の勞務動員……………(社會課) 七頁
- ―― 體育委員の設置……………(學務課) 一〇頁
- ―― 昭和十四年度地方財政補給制度
趣旨徹底事變國債購入運動……………(地方課) 一一頁
- ―― 皇后宮御歌に對へ奉るべき和歌詠進……………(社寺兵專課) 一三頁
- ―― 歸郷死歿軍人慰籍援護並其手續……………(社會課) 一六頁
- ―― 物價と戰爭……………(商工水産課) 一七頁
- ―― 支那事變國債第十二回郵便局賣出し……………(時局課) 二一頁
- ―― 銃後々援に關する婦人團體申合事項……………(社會教育課) 二二頁
- ―― 警防團歌並警防行進曲募集……………(警務課) 二三頁
- ―― 銃後々援善行被表彰者……………(社會課) 二五頁
- ―― 興亞青年勤勞報國隊鳥取中隊歸還……………(社會教育課) 二八頁
- ―― 女子青年團植訓練講習會……………(社會教育課) 三三頁
- ―― 中等學校以上聯合演習……………(學務課) 三四頁
- ―― 椎茸栽培の奨勵に就いて……………(林務課) 三四頁

汗 報 國 貯 蓄 以 護 國



時局下の

勞務動員

(一)

一 勞務動員の必要

聖戰茲に三年、今や赫々たる我が皇軍の威武は北中支より遠く湖北の野にまで及びて、新支那に於ける中央政權の樹立も近からんとする状態にある。しかし今次の東亞新秩序建設の業は實に我國劃期的の大業であつて、これが完成に至る迄には尙幾他の年月を要することは固く國民の覺悟すべきこと云ふまでもない處である。

現代戰は常に武力と經濟乃至國民總体の綜合協力戰であつて、往古の戰の如き武力戰のみを以て勝敗を決する事の出来ないのは既に度々記す通りである。國民のすべてはこの重大な國家總力戰に参加して、この重大國策の完成に邁進

しなければならぬ。

既に今次の事變が經濟戰であり國家總力戰である以上、生産の要素たる勞力の動員についても他の要素である處の資金及物資等と共に、早くよりその適正を期せねばならないのであるのに、從來比較的その重要性が閑却せられ、國民一般もとかく無關心に流れる傾のあつたのは蓋し我國が最近に至るまで勞力の配置について格別な困難を感じなかつた事によるものと思はれる。

然るに曩に滿洲事變を契機として軍需産業の勃興を見、又今次事變によつて急激な膨張を來し、更に昭和十三年を第一年として向ふ四ヶ年に亘る生産力擴充計畫を遂行する上に多量の優秀なる勞力を必要とすることになつた。茲に於て勞務動員の重要性は漸次識者の注意する所となり、今や國家總動員の中に於ても最も重要なものの一つとして考慮せられ、政府はあらゆる方法によつて勞務動員に遺憾なからしめ以て戰時体制下に於ける軍需産業、生産力擴充計畫

業其の他の時局産業の進展に完璧を期しつゝあるのである。

この生産力擴充と云ふのは、重要な國防産業と基礎産業との確立を圖ると共に、此等産業の原料である處の重要資源を我國の勢力圈内に於て自給自足せしめ、吾が國防力を確固ならしめ、更に將來に於ける國運の飛躍的發展に備へることを目的とするものである。されば鐵鋼其の他礦物資源及重工業を主とし、其の他機械工業、化學工業の主要なるものを加へ、尙動力資源たる電力と畜産關係の羊毛について生産力を擴充することとなつたのであつて、この計畫は日滿支を通ずる綜合計畫を本旨とし、滿洲國の産業開發五ヶ年計畫及び北支開發四ヶ年計畫と一体をなすものである。

一 職業紹介法の改正

かくて勞務動員は漸次体制の完備に向つて進み來つたのであるが、其の第一は昨年七月に於ける職業紹介法の全面的改正である。

從來の職業紹介所は失業救済機關たることを本質としたものであるが、次第にその性質を變じて積極的に勞務資源の開拓勞務の配置を司る機關となりつゝあつたのである。それが今次事變の發するや職業紹介機關はその全能を擧げて必要なる方面への勞務の配給に當ることになつたのである。

斯くの如き趨勢に鑑みて遂に大正十年公布に係る職業紹介法を全面的に改正せられるに至りその結果職業紹介事業の目標は「失業救済」より「勞務の適正配置」へと一大飛躍をしたのである。しかして勞務の適正なる配置を完全に行ふ爲には、從來のやうに職業紹介事業を市町村に委ねることの決して目的を達する所以でないことを慮り、改正法では政府自ら職業紹介所を設置して直接に職業紹介事業を行ふこととしたのである。

更に注意すべきは職業紹介所の事業の内容に關する改正であつて、從來と異り勞務資源の培養及活用をその使命とする所の職業行政に於て

は單に求人者と求職者との間に立つて之を斡旋するばかりでは不充分であるから、改正法に於ては職業紹介事業の外に、職業指導・職業補導等積極的な事業も行ふこととなり、其の他改正法では勞務の配置を國家で行ふ必要上、國家以外のものを行ふ職業紹介事業を制限し、又職業紹介事業に類似の性質を有する勞務者募集事業勞務供給事業に對しても之を規制することとなつたのである。

一 國家總動員法の發動による勞務動員

尙事變の長期化に伴ひ勞務配置の問題は益々重要性を加へ、遂に國家總動員法中之に關する諸條項の發動を見るに至つた。抑々國家總動員法は戰時及び之に準ずる事變に際して國防目的達成の爲に、國の全力を最も有効に發揮せしむべく人的及び物的兩資源の統制運用を目的とするものであつて、その中勞務に關する規定としては第四條の國民徵用に關する規定、第六條の

使前・解雇又は賃金その他の勞働條件に關する規定第七條の勞働爭議に關する規定、第十三條第二項の從業者供用に關する規定、第二十一條の職業能力申告に關する規定、第二十二條の技術者養成に關する規定等を有してゐるのであるが既に勞務動員に關してその發動によつて勅令の公布せられたものは次の通りである。

- (1) 職業能力申告令
- (2) 學校卒業者使用制限令
- (3) 從業者雇入制限令
- (4) 工場事業場技能者養成令
- (5) 賃金統制令
- (6) 工場就業時間制限令
- (7) 國民徵用令

上述のやうに勞務動員体制は改正職業紹介法を始め國家總動員法の種々なる發動によつて着々整つて來てゐるのであるが、このやうな一切の方法を統合して企畫院を中心として關係各廳の協力研究になつた勞務動員計畫は、去る七月四日の閣議でその決定を見るに至つたのである

この勞務動員計畫は、勿論國家總動員計畫の重要な一部をなすものであるから、政府は他の物資動員計畫、貿易計畫、交通電力動員計畫、賃金統制計畫と併せて、この勞務動員計畫をも樹立したのである。



體育委員の設置

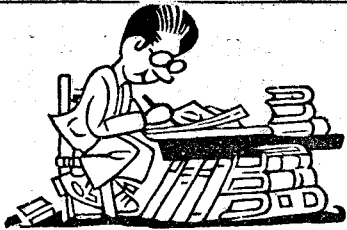
今回政府は市町村の體育を振興せしめる爲、本年度に於て全國一千箇市町村に體育委員を設置することとなり、これが設置補助費として本縣にも七百八拾圓を交付せられたので、本縣では左記市町村にこれを設置することとなつた。

- 鳥取市 米子市 以上各五名
 - 倉吉町 浦富町 若櫻町 吉岡村
 - 鹿野町 由良町 八橋町 小鴨村
 - 境町 淀江町 溝口町 以上各四名
- 體育委員は至誠奉公の精神に基き、體育を振

興し、市町村民の體力の増強を圖り、以て市町村を明朗にして堅實なる進展の基礎を涵養すると共に、國力の根基を培養するに努めることを任とするものである。この體育委員にその人を得ると否とは本計畫の實施成績に影響する所が最も大であるから、之が人選に當つては専ら人物本位とし、體育に理解を有し、公共心に富んで居る者で相當の生活を營み、擔當區域内居住者と日常接觸し得る適任者から選任せられるものである。

- (1) 體力の概況を知悉するに努めること
- (2) 體育振興に對する計畫を樹て、之が實現に努めること
- (3) 國民體育の本義に關する一般の認識を深め、體育に對する關心の昂揚を圖ること
- (4) 國民體育の見地より市町村民の月常生活を

の刷新を懲懲すること
(5) 體育運動の獎勵指導及斡旋をすること等の事務に従事するものである。
尙他の市町村に於て別途これに類似の委員を設ける際には體育委員なる名稱を使用せしめぬことになつてゐる。



昭和十四年度 地方財政補給 制度趣旨徹底 事變國債購入 運動

臨時地方財政補給金制度が實施せられて以來既に四年の歳月を重ねたのでありますが、此の

制度は中央地方を通じて見た場合の地方稅負擔が農山漁村ほど過重となつて居り、之が緩和を圖り民力更生の一助とする趣旨に於て制定されたものでありまして、現在の如く事變の爲國費多端の折柄にも拘らず、政府は本年度に於ても一億四千八百萬圓を敢て交付することとされたのであります。國民は此の有難い補給金制度を充分理解し、現在企圖せられつつある根本的稅制改革まで助長しなければなりません。而して之に對處する爲には年々補助金に依つて減額される額を貯蓄し置き之を最も有効に使用することが一番適當でありますので、從來一般に貯蓄を奨励して來たのでありますが、支那事變も愈々經濟戰の段階に入り、事變國債の一般民間消化を増加せしめることが喫緊の今日に直面し、本年は補給金に依る減稅額は次の方法に依り國債購入を奨励することになりました。

本年度に於ける本縣の補給金は縣の分が約五十七萬七千圓、市町村分が約百三萬三千圓で合計百六十一萬圓でありまして、その中減稅に充

當せられるべき額約七十七萬圓に對して、少くともその半額は貯蓄に振向けられるものとして其の貯蓄額の約半額三十九萬圓を本運動に依る國債購入額の目標としまして、各市町村の目標額は縣の目標に準じて定めることになつてゐます。

實施の時期は市町村財政補給金中一般補給金使の途決定直後でありまして、本運動の實施主体は市町村で、縣廳は之が指導援助をします。

運動對象即ち國債を購入すべき者は補給金(縣及市町村分を併せ)に依り一世帯七圓以上税の軽減を受けた者でありまして、それに充たない者に對しては之に追加の上國債を購入するやう奨励すると共に、國債購入の不可能な向に對しては特に貯蓄を勸奨することになつてゐます。市町村役場では「減税金寄帳」を作つて、それに依つて對象世帯主に「支那事變國債購入斡旋申込書」及「國民貯蓄申報書」を附けた「地方財政補給金減税通知書」を發送せられます。これを受けた世帯主は十月十五日までに國債

購入斡旋申込書に代金を添へて申込むのでありまして、この申込書及貯蓄申報書受理の爲には特に擔任者が定められます。

この運動に依る國債は來る十月二十三日賣出豫定の國債を充てるのでありまして、市町村長は十月二十五日迄に郵便局から國債を受取つて申込者に引渡すのであります。

尙市町村長に於ては、申込が豫定額に達しない時には申込未済者に更に勸奨し、又は一般購入を勸誘して豫想額に達するやう努力することになつてゐます。

× × ×



皇后宮御歌に 應へ奉るべき 和歌詠進

皇后陛下に於かせられましたは
戰歿軍人の遺族、出征軍人の家族
及傷病將士の上に深く 御心を注
がせ給ひまして、曩に夫々有難い
御歌を下し賜はつて居ります。

皇后宮御歌

戰死病歿者へ

やすらかにねむれとおもふ君のため
いのちささげしますらをのとも

出征軍人家族へ

なくさめむことのはもかなたかひの
にはをしのひてすすすやからを

戰傷軍人へ

あめつちの神ももりませいたつきに
いたてになやむますらをの身を

誠に長くもありありがたい次第で御座います
今回銃後援週間を迎ふるに當りましてこれ
等の戰歿者の遺族・出征軍人家族・傷病軍人等の
中の歌心ある者の間には この 御歌の懿旨の
萬分の一に答へ奉るべき和歌を謹詠し奉らうと
する機運が醸成せられつつある向がある様子で
ありまして、これは極めて有意義のことと思料
せられる關係上、軍事保護院に於て謹詠和歌
を取纏めて奉呈方を取計れはることとなりま
した。

これが詠進方については左記の通りでありま
す。

(1) 手續

(一) 戰歿軍人の遺族及出征軍人の家族の中で

(イ) 特設中等教員養成所及特設保姆養成所

(イ) に入所中の者に付ては當該所長
 (ロ) 右以外の者に付ては各地方長官を通じ
 て詠進すること

(二) 傷病將士であつて

(イ) 軍事保護院療養所・職業補導所・東京職
 業再教育所・失明傷痍軍人寮・中等教員
 養成所・國立結核療養所及び傷兵院に
 入所(寮・院)中の者に付ては當該所
 長(寮長・院長)

(ロ) 陸海軍病院在院中の將士に付ては當該
 病院長

(ハ) 大日本傷痍軍人會々員に付ては同會々
 長

(ニ) (ハ)以外の在郷傷痍軍人(道府縣施設に
 收容中の者を含む)に付ては各地方長
 官

を通じて詠進すること。

(2) 用紙及書式

謹詠用紙は改良半紙白紙とし、書式は左の通
 りであります。

書式

上一寸五分、下一寸を明け、半紙二つ折
 を更に五つに折り、第二折の下半分に住
 所・官等級(元官等級)又は官職階(元官
 職階)及氏名を、第三折に上句第四折に
 下句を記載すること

記載上の注意

- 一 記載例左の通り
- 二 文字は墨書にて丁寧明瞭に記載する
こと
- 三 紙面を汚さざる様留意すること

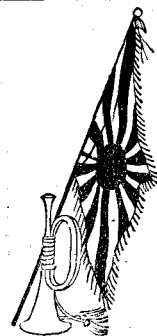
記載例 (用紙 改良半紙二つ折)

(上の句)	○○縣○○市○○町大字○○番地						
(下の句)	官官 官官 氏 名						

一寸五分

一寸

右詠進和歌は、詠進者中地方長官を経るべきものについては、本縣では知事に於て取纏めて十一月二十日までに軍事保護院に送付せられますので、十一月十五日までに縣社寺兵事課に到着するやう送つて下さい。



歸郷死歿軍人

慰藉援護並其手續

恩賜財團軍人援護會では、今次事變に出征し氣候風土の悪い戦場に於て激務に服した下士官兵中、内地歸還の上召集解除、又は除隊となつて歸郷後病氣に罹り、短時日の中に死歿する者が相當あるのに鑑み、恩給は勿語特別賜金、又は轉免役賜金等の國家的恩典を受け得なかつたこれら不幸なる下士官兵の遺族を慰藉援護するため、十月三日から歸郷死歿軍人慰藉援護を施行することとなつた。

更に恩給等の國家的恩典を受け、又は受けたい者ど雖も、その總額が要項の慰藉金と援護金との合算額に合はない場合がないにも限らぬのでこれらの者に對しても援護の手が差延ばされることになつて居り、又滿洲に勤務する下士官、兵も事變地勤務者と大同小異の状況にあるものと認めて本施設に包含せられることとなつて居る。右は下士官、兵にして六ヶ月以内（陸海軍病院在院中の期間を除く）に召集解除又は除隊となり、歸郷後一年以内に故意又は自己の重大なる過失によるに非ずして死亡したる時は、その遺族に對し援護するもので、援護方法は左の三種となつてゐる。

- イ 會長の弔辭及び弔慰金 金十圓
- ロ 慰藉金 金五十圓
- ハ 援護金（左表）

種別

區分

生活困難なるもの

生活稍困難なるもの

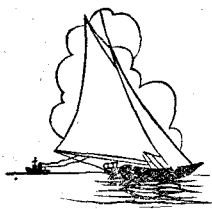
歸郷後三ヶ月以内に死亡したる場合	二五〇圓〇〇	一五〇圓〇〇
歸郷後六ヶ月以内に死亡したる場合	一五〇、〇〇	一〇〇、〇〇
歸郷後十二ヶ月以内に死亡したる場合	一〇〇、〇〇	五〇、〇〇

尚ほ慰藉援護手續は左の如くである。

- 一 歸郷死歿軍人の慰藉援護は、軍人死歿當時の現住所銃後奉公會長に於て之を取扱ふこと
- 二 銃後奉公會長は、右該當遺族を知りたる時は直に本會長の弔辭及弔慰金をその遺族に贈り、支部長を経て本會長に之を報告すること
- 三 銃後奉公會長は、前項の遺族に對し更に慰藉金又は援護金を贈與する必要を認められた時は、自己の意見書に戸籍謄本（死亡の事實及死亡者と受給者との續柄を明瞭にするもの）死亡診斷書の寫し恩給法による諸給、特別賜金又は轉免役賜金を給せられないことを證する元所屬（留守）部隊長又は所屬聯

隊區司令官、兵事部長、海軍人事部長等の證明書を添へ支部長を経て本會長に申請すること

- 四 本會、支部長は、前條の申請を受けた時は援護の要否に關する意見を附して本會長に提出すること
- 五 慰藉金又は援護金は本會より支部長、銃後奉公會長を経て遺族に贈與すること



物價と戦争

00078

一 物價騰貴の影響

戦争の場合に物の値段があがると云ふことは一番いけない事でありませう。これはこれ迄にも記した事でありませうが、まづその影響の大きなものを上げます。

1 物の値段が高くなると戦費がだん

々／＼殖えて行きます

大体戦費のうちでどの位が人件費でどの位が物の費用であるかといふと、平素の日本の財政では四分六厘乃至七分三厘、即ち物の費用が七割に人間の費用が三割、或は物の費用が六割に人間の費用が四割と推算されてゐます。これまでの戦費百二十億のうち、六割が假に物の費用として考へると七十二億圓が物に要する費用と云ふことになります。この假定で物價が一割高くなれば七億二千萬圓の金が余計に入り、二割高くなれば十四億四千萬圓、三割高くなれば二十一億六千萬圓はこれまでより餘分に金を使はねばならぬといふことにならうます。いくら議

會で豫算を協賛しても、また殖える、また殖えること云ふことになつて来て、戦争が出来ない事になつて来るのであります。

2 物が高くなれば外國へ物が賣れなくなりませう

日本國內の物の値段が上ると、従つて外國人の買ふ相場が高くなりますから、外國の人は日本の物を買はないで他の安い國から買ふことになるのは當然のことでありませう。

それでなくても日貨排斥で日本の物を買ふなと云つてゐる時、物の値が高くなれば輸出はさつぱり衰へて來ます。表面上日貨排斥をしてゐても、安ければ商品に國境はないのでよく賣れるのでありませう。過去數ヶ年日本の商品は安かつたので素晴しく輸出貿易は殖えたのでありますが、物の値段が高くなるとどうしても輸出は沈滞をまぬがれぬのであります。

3 國民生活が安定を失ひませう

物の價が高くなつても多くの人の收入はその割に直に増すものではありませんから、忽ち全

00079

億圓國津々浦々まで確定收入生活者に對して響いて來ます。また物が高くなれば一方では税金も高くなり、生活費も教育費も、その他幾他のものの支出が多くなるので國民生活は遂に安定を失ふことになります。何と云つても戦争をしてゐる間は、どうしても物の價が高くなるといふことが一番禁物であります。

二 現在世界の物價の大勢

世界の國々のうちで、近年物價が殆ど動かないのはドイツであります。今度の戦争まで最近三ヶ年殆ど物價が動かない。實に不思議な程であります。これはドイツ一流のナチス統制經濟に由るものであります。外國ではどこまで行つてゐませぬ。同じ統制經濟の國でもイタリヤは少し上りかけてゐます。

次に物價の下つてゐる國はイギリス・アメリカであります。イギリスは平均三割位、アメリカは一割二三分位安くなつてゐます。兩國とも最近少し上りかけてゐますが、上りかけたと云

つても今まで下つてゐたのが上りかけたと云ふ程度です。

また反對に物價が上つてゐる國は何處であるかと云ふと第一がフランス、第二が支那、第三が日本であります。フランスは歐洲大戰であれだけ勝つたのでありますが、戦後の經營を誤りました。即ち財政經濟の根本的施設を誤つたのであります。支那の方は何としてもこの度の戦争で海上は封鎖され、費用は無いし在庫は無い輸入は何んと云つても減つてゐる。そこで物の値段は少し／＼高くなつて上海あたりでは戦争前の五割、天津は八割餘の騰貴となつてゐるのであります。支那の品物の高いのは戦争に負けてゐるのだから當然でありませうが、百戦百勝の日本の物價が高いと云ふことは真に困つたことでありませう。日本銀行の調査では一割三四分となつてゐますが、三菱の調べによりませうと戦前に比べて卸賣は二割、小賣物價は三割といふことになつてゐます。

三 通貨と物の値段

この物の價は、どうして騰貴するかと云へば、まず國內の通貨が殖えると値段は上つて來ます。實際日本銀行から出した通貨は殖えて居ります。戦争の始まる前に較べると相當の増加となつて居るのであります。然もこれが殖えるについてはいろいろの原因があるのであります。大体經濟狀態が現在の日本位に進んで來ますと一年に二億圓位の通貨が殖えないと一般の商取引はやれませんが、他にもう一つ朝鮮銀行・臺灣銀行の通貨管理の關係上日本銀行の紙幣が殖えてゐます。しかし政府では必要以上に通貨が膨張しないやう極力種々の方策を講じてゐるのであります。この爲に物價騰貴を導いてゐるのではないのであります。

四 需要供給關係と物價

需要と供給の不均から來る物價騰貴が最も大きなものであります。今の日本では戦争の爲に國民の生活用品が思ふやうにならぬことは

當然であります。それでどうしても國民の消費を抑へて行かねばならぬのであります。然るに考へのない人は物が足らないと餘計買ふ。この頃は足袋を一足づつしか賣らないと云ふと人を換へたり店を換へて五足も六足も今要らぬ分まで買ひ込む。さういふことをしては足らないものが益々足りなくなつて來ます。そこで需要と供給の關係を調節しなければならぬのであります。初には消費節約と云つて居たがこの頃ではもつと進んで嫌でも使つてくれるなどいふ處まで來てゐるのであります。節約位では間に合はなくなつて來たのであります。

五 經濟統制の必要

何しる戦争を遂行する爲には何を措いても全力を盡さねばならぬのだから、戦争以外のものを外國から買ふ爲の資力の方は乏しくなつて來ます。

一昨年は滿洲支那を除いた第三國から二十九億圓買つてゐたのを昨年は二十一億圓にして八

も輸入が減つてゐます。

今年も引續き外國から物を買はないやうにしなければなりません。だから綿が來ない、羊毛が來ない。従つて物が足りなくなり物の値が高くなる。これは普通の自由經濟の原則から云つても當然です。それを高くしないやうにしやうと云ふのは無理な話ですが、その無理を強いて行かねばならぬといふ處に悩みがあります。政府が法の力によつても統制を行はねばならぬのもこれが爲です。國民はどうしても協力して物價の騰貴を抑へて行かねば戦争はやつて行けないのであります。



支那事變國債 第十二回郵便 局賣出し

支那事變國債は聖戦の目的達成の爲に是非とも必要な資金を調達する爲に發行されるもので

ありますから、國民がこの國債を買入ることが我が國が全力をあげて邁進して居る重大國策の遂行に、國民の一員として協力することになるのであります。我々國民は一人残らず此の國債を買つて銃後の御奉公を致さうではありませんか、

今回賣出される事變國債は來る十月二十三日から十一月二日まで、全國の郵便局から賣出されるものであります。左の二種類であります。

△利札附國庫債券

賣出 値段

二十五圓券 二十四圓五十錢

五十圓券 四十九圓

百圓券 九十八圓

五百圓券 四百九十圓

千圓券 九百八十圓

利率 年三分五厘

利 廻 年三分六厘八毛

利拂期日 二月一日、八月一日の二回

償還期限 昭和三十三年二月一日

變りません。

元利金支拂場所
 全國の郵便局、日本銀行本支店代理店
 △割引國庫債券
 賣出 値段
 十圓券 七圓
 二十圓券 十四圓
 償還期日 昭和二十四年十二月十日
 償還金支拂場所

全國の郵便局、日本銀行本支店及代理店
 尙お買ひになつた國債は登録國債にして置く
 と盗難や紛失の心配が無くて安心です。これは
 日本銀行の本支店又は代理店に請求して其の
 帳簿に記入して貰ふ方法で、料金は入りません。
 又郵便貯金をして居られる方でしたら、郵便局
 にお持ちになれば郵便局賣出しの國債は一枚に
 付金十錢の保管料で、償還の日迄安全に保管し
 て貰へます。
 又急に現金が必要になつたやうな場合には郵
 便局賣出しの國債は何時でも郵便局で買上げて
 貰へますから便利な點では普通の預金と少しも



銃後後援に關する
 婦人團體申合事項

銃後々後強化週間第二日なる十月四日、縣下
 婦人團體即ち縣婦人會・愛國婦人會・國防婦人會
 ・縣處女會の代表者が縣廳に集合して種々協議
 の結果左記事項について實行する旨申合せた。
 (1) 干蘭盆・春秋の彼岸・事變に關する記念日・
 戦死者の命日等の戦歿者英靈に對する墓參
 は繼續的に行ふこと
 (2) 慰問文・慰問品等は市町村銃後奉公會に合
 流し、募集せらるる都度充分に協力するこ
 と
 (3) 傷痍軍人の結婚について婦人團體相互並に
 關係方面と連絡し積極的に盡力すること

- (4) 遺族未亡人の身上について特別援助誘掖
 を考慮すること
- (5) 銃後々後援に關する婦人篤行者について表彰
 の方法を講ずること
- (6) 傷病兵慰問は少くとも左の回数を行ひ、其
 の月割標準は次の如くすること

最少限慰問回数

愛國婦人會鳥取支部	二回
大日本國防婦人會鳥取本部	四回
鳥取縣婦人會	二回
鳥取縣處女會	二回

月割標準

一月 處女會	二月 國婦
三月 隨意	四月 愛婦
五月 國婦	六月 國婦
七月 處女會	八月 愛婦
九月 縣婦	十月 隨意
十月 國婦	十一月 縣婦

三月、十月は市町村單位の慰問の實情を考
 慮すること



警防團歌並
 防行進曲募集

財團法人大日本警防協會では内務省後援の下
 に左記要項に依つて「警防團歌」及「警防行進
 曲歌詞」を募集せられることとなつた。

警防團歌

警防團歌は曩に長くも大日本警防協會總裁
 梨本宮守正王殿下より全國警防團員に對し下し
 賜つた令旨(本報第十五號所載)の御趣旨に則り
 警防團の使命を闡命すると共に、團員の警防精
 神を作興し併せて警防士氣を鼓舞するに足るも
 のであつて、主として警防團の式典其の他廉あ
 る會合等に、團員をして唱歌せしめるものであ
 るから、莊重にして嚴肅且つ氣品ある自作々で
 品あること。

警防行進曲歌詞

内容とするところは警防團歌と同様であるが
 行進曲譜を附けて警防團員は勿論一般國民の間

にも之を普及せしめようとするものであるから
警防團歌の莊重嚴肅なものに對して幾分輕快明朗
であつて、常に民衆の唱歌に適することを必要
とする。

募集規定

- 一 「警防團歌」及び「警防團行進曲歌詞」は各別紙に認め、必ず其の區別を明瞭に記すこと。
- 二 章節は兩歌詞とも四節乃至六節を以て一章とし、五章以内のこと、一節毎に別行に認める。
- 三 用語は自由、漢字には振假名を附けること
- 四 用紙は半紙を用ひること
- 五 應募に當つては自己の住所氏名を各原稿に記し、東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地財團法人大日本警防協會歌詞募集係宛郵送すること。尙封皮には「應募歌詞」と朱書する。一人幾通應募するも差支へない。應募原稿は一切返却の求めに應じない。
- 六 締切りは昭和十四年十一月十五日限り。

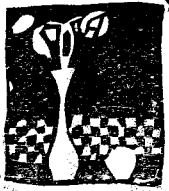
- 七 選者 團歌 土井 晚翠
行進歌 西條 八十
其他警防關係者數名
- 八 發表 昭和十五年一月中、大日本警防

- 九 當選 警防團歌 紙上 一篇
警防團行進曲歌詞 一篇

十 當選歌に對しては各當選歌に賞金三百圓宛を呈する。
尙選外作品に對しても特に佳作と認めるものに對しては各二篇宛を限り金三十圓の薄謝を呈する。

- 十一 當選作品に關する版權其の他一切の權利は財團法人大日本警防協會に屬する
- 十二 歌詞募集に關する問合せ、照會等はなるべく往復ハガヤを用ひ、大日本警防協會歌詞係宛のこと。

× × ×



銃後々援善行
被表彰者

本縣では今回の銃後々援強化週間に當り、去る十月九日鳥取市仁風閣に於て銃後々援に關する縣内善行者の表彰式を舉行し左記五名に對して知事より表彰狀並に金一封を贈りました左に今回表彰を得た人々の善行についてその大体を記します。

八頭郡智頭町 古田 定次郎

長男榮君が現役兵として入營しましたが、徐州攻撃戰に於て名譽の負傷を受けられました。依て智頭町軍事後援會では平癒祈願祭を執行して見舞金を贈り、其の他各方面からも慰問を受けたのでしたが、氏は之に對して深く感激し金五圓を軍事後援會に寄附し、同町石谷貞彦氏より慰問金蓋を受けるや之に自費蓋を加へて拾圓として聯隊區司令部を通じて國防献金しました

又郷黨の期待に反して戰功もなく負傷して戦線復歸の出来ないにも拘らず種々の優遇を受けることを慚愧して、本人始め榮並に男子二人共直に赤十字社に入社し、妻尊子さんは愛國婦人會に入會しました。尙本人は平素から體質が餘り頑健ではないのに其の日備賃金の内から金五圓を師團司令部を通じて國防献金をしてゐます。一時的興奮若は賣名的の舉措が絶對になくして、このやうに一家擧つて忠誠奉公の念が厚い事眞に貧者の一燈と云ふべきものであります。

八頭郡八東 尋常高等小學校訓導 高木ひさ

事變勃發以來八東郡出征軍人百數十名に對し自費を以て鳥取新聞・慰問文を毎日かかさず發送して出征兵士の慰問をなし、出征軍人家族に對しては戸別毎に訪問して慰安慰藉を興へ、勞力奉奉の必要ある家庭に對しては直に之が斡旋をして村民から慈母のやうに感謝されてゐます。特に戦死者の墓參、傷痍軍人の慰問等には格別の努力をなし、實に涙ぐましい程であります。

高木訓導は昭和七年四月八東校に赴任したのでありますが、皆勤七年四月、日夜職務に勉勵して模範訓導として稱揚せられつつある傍、かく銃後の護に意を注ぎ、學校兒童に對して偉大な感化を與へて居られますこと、銃後の教職員として眞に表彰の價値あるものであります。

西伯郡高麗村 片山 隆 一

片山氏は七十三歳の老体を以て常に道路愛護を強調し、夏期にありては自ら撤水を實行し役場・學校・墓地等の樹木手入れの奉仕をなすなど公事業の爲に盡力せられてゐます。又氏は特に敬神崇祖の念厚く、且つ道路愛護と時間勵行とは二十數年來之を嚴守して眞に村民の模範として尊敬せられてゐます。

今次事變勃發するや率先して出動軍人の歡迎送迎をなし、出動軍人家族の援護に萬全を期すべく村當局と連絡を保つて奔走努力し、殊に戦死病歿軍人の家族援護に關しては最善の努力を拂ふと共に、その家庭の標札掲貼に關しては一切を獨自に奉仕し、各種の祈願祭・奉告祭・村葬

等には率先して參列指導をして居られます。昭和十三年二月軍友會が改稱せられて會長に推薦されるや、其の責任の重大を痛感して職責を全うすることに努め、應召家庭の慰問・戦死者家族の弔問並に援護の事に關しては愈々その完璧を期すべく細大洩らさず之に當り、尙在郷軍人會・青年學校の教育指導にも全力を盡して村民一同から絶大の感謝を以て迎へられてゐます。

西伯郡大山村 金田 龜子

龜子さんは金田家に生まれまして夫嶋吉氏は入夫婚姻後直に松江聯隊に入隊し、間もなく滿洲事變が始まつて參戦しました。龜子さんは夫の出征中常に夫を勵まし、家庭にある祖母を慰め他の力による援助をも受けないうで家業に精勵し戦場の夫に些の不安も抱かせないで克く銃後を護つたのでした。

亞で昭和十三年六月夫は再び日支事變に従軍出征しましたが、家庭には病床にある祖母と五歳の幼兒を抱へ、剩へ自分も生來病弱の身であ

りながら之等の家族をよく介護し勇氣を振つて家業の農業に働いて自作六反、小作二反餘の耕作を一手に引受けて働く様は眞に涙ぐましいものがあります。

殊に祖母は本年八月病革りて遂に死去したのであります。従軍の夫には之を秘して、後には子守をする者もない家庭となつてゐるのに飽まで銃後の妻とし、母として凡ゆる困苦缺乏に堪える決心を固めたのでした。

村の銃後奉公會や其の他から再三再四軍事扶助法による扶助及び援護を受けるやう奨めたのであります。夫が出征にあつて、如何に困苦に遇つても決して他に厄介をかけないで留守を護るやうと云ひ残した言葉を腦裡に深く止めて他の援助を固辭し、雄々しく家庭を護つて居られるのであります。

一女性の身を以て獨立よく一家を支へ、銃後の護りに決死の努力を續けつつあること、實に日本婦人の龜鑑と云ふべきであります。

日野郡根雨町方面 山本長次郎

氏は多年方面委員として方面事業に非常な努力を續けて來たのであります。今回の事變が勃發してからは町内に應召者がある毎に、時を移さず家庭を訪ねて慰問と激勵に努め、貧困家庭に對しては直に軍事扶助の途を講じ、家賃・電燈料・公課等の負擔の軽減方に對しても自らその衝に當つて適切な措置をなしつつあります。又常々時を定めて軍人家庭を訪問し、戦況を説き或は家庭の希望を聞いてよい相談相手となり、各種の恩典を繞る紛争等がある場合には自ら之が調停にあたりて圓滿な解決をはかり、一般遺家族たちから感謝せられてゐます。

一方應召軍人の出發に際しては部内に號令して祝旗を贈り餞別を呈し、歡送の誠意を盡す外その送迎には一般町民を促して行を盛にし自らは素より率先して未だ一回も缺さず尙本事變發生以來根雨神社に日參を續ける外戦勝祈願・傷病兵平癒祈願・武運長久祈願祭には必ず率先し

て一回も缺席を見ないばかりか、根雨神社夜間
 參拜者の不便を思つて境内に電燈設備方を奔走
 斡旋してその實現を見てゐます。
 その他氏は事變に關する如何なる會合にも必
 ず出席し、軍需品の供出に當りては奉仕班長と
 して指揮の任に當り、勤勞奉仕日には奉仕精神
 鼓吹の講話を行ひ、防空訓練にあたりては根雨
 分團長として任務を全うする等席暖ることなき
 氏の銃後活動は、軍人遺族及家族は固より一般
 町民の深き尊敬の的となつてゐます。



興亞青年勤勞報國隊
 鳥取中隊歸還

興亞青年勤勞報國隊の鳥取中隊は六月二十四
 日鳥取驛發、茨城縣内原訓練所に於ける訓練を
 經て全國よりの派遣隊員と共に渡滿し、安東省
 密山縣永安屯なる開拓團に於て活躍したので
 あつたが、その大任を果して去る十月三日夜歸
 縣し、その夜は鳥取市公會堂に一泊して翌日師
 範學校に於ける解散式の後それ／＼郷里に歸つ
 た。これ等勤勞報國隊の青年隊百十九名が郷土
 に歸還して、滿洲に於ける體驗を基礎にその青
 年會を指導し、我が國是の一たる大陸發展の原
 動力となることを切に希望して己まないもので
 ある。

次にわが鳥取中隊の山脇中隊長が滿洲に於け
 る概況を語ると共に縣民各位への挨拶として記
 した一文を記載する。

△使命を果して縣民各位へ謝す

鳥取中隊長 山脇 光治

東亞新秩序建設の聖業に天命奉公の實を擧げ
 るものは殉忠報國の至誠を披瀝して日夜戦線に
 活躍せらるゝ皇軍將兵のみに頼つてはならぬ。
 銃後國民を打つて一丸とする國家總力戰のさな
 かに於て護國の中核として國家活力の源泉たる
 青年が晏如としてはゐられる。大陸日本を擔ふ
 宿命と名譽と義務とは正に吾等日本青年に課せ
 られてゐる。

興亞青年勤勞報國隊はかくして日滿兩政府協
 定の下に弘く全國の青年學徒に呼びかけ、急速
 の裡に美事に結成されて大舉大陸滿蒙支の各地
 に分遣されたのである。其の數實に一萬に垂んと
 したが、吾鳥取縣でも優秀なる青年百十九名と
 幹部十名、醫療班四名計百三十三名を以て鳥取
 中隊を編成し、歡呼の聲に送られ勇躍鳥取驛を
 出發したのは過ぐる六月中旬であつた。而して
 茨城縣内原に於ける二週間の徹底した豫備訓練
 を經て、七月三日新潟港拔錨五日羅津上陸、こ
 うに懂がれの大陸に第一歩を印し、越えて七日配
 屬駐屯地たる滿洲國安東省永安屯開拓團に落付

いた。こゝに愈々全員は聖なる汗の奉仕生活に
 入り、心魂を込めて光る鍬は大地に下ろされ始
 めた。滿人の住居であつた廢屋にアンペラ敷の
 不自由な起居にも、毎日同じ献立の粗食其他あ
 らゆる困苦缺乏にも克く堪へ忍び、黙々として
 勤勞を續けた。大豆畑、水田の除草、大麥小麥
 燕麥刈、牧草刈、馬鈴薯堀、蔬菜畑手入、エンシ
 レージ造り(蔬菜牧草の鹽藏)さては蔬菜貯藏窖
 築造、牧場の築堤など酷熱百二十度の炎天下に
 次々と驚く許りのスピードで奉仕作業は捗つた
 此の吾々の駐屯する安東省は蘇滿國境に位し
 滿洲國三大國策の一たる北邊振興計畫上から見
 る最も重要地帯であり、殊に西邊ではノモンハ
 ン事件の突發せる折柄、此の安東省方面も正に、
 一觸即發の重大危機に迫つてゐた。毎夜燈火管
 制は續行され流言蜚語は走つたが、此の異常の
 緊張裡に終始一貫只管營々勞作に精進した。
 従つて農耕作業以外に特殊作業の工事等を急速
 に完成する事に對し玉の汗を絞つて奉仕した。
 かうした烈しい作業の間に病患者は續出し、中



女子青年團拓殖訓練講習會

日本民族の海外發展、就中東亞大陸への移動は國策中重要なもの一つである。然しながら男子ばかりでは到底其の實績を收めることの出ないことは東西古今の歴史に徴して明かな所である。依つて女子青年に滿蒙開拓の根本義を把握させて女子の大陸進出を促し、以て我が國の大陸發展の國策に副はしめる爲に今回大日本女子聯合青年團及び鳥取縣處女會主催の下に、拓務省滿洲移住協會並びに鳥取縣の後援を得て標題の講習會を開催し、女子青年の指導者や幹部に對して大陸進出の國策的意義と滿蒙大陸の事情等を知らしめて縣内各都市處女達の發奮興起を期することとなつたのである。左にその講習要項を記す。

講習會要項

- 一 期 日 昭和十四年 自十月十六日午前九時 至十月十九日午後一時三十分
- 二 會 場 東伯郡南谷村 鳥取縣修鍊道場 (倉吉線倉吉驛下車 自動車にて四十分間)
- 三 講習科目 支那事變處理と滿蒙開拓 滿蒙開拓精神 海外發展と日本女性 滿蒙事情 分村分郷計畫と農村更生 開拓生活に於ける家事 女子青年團と開拓教育 スフ人絹の取扱理論及實際
- 四 講師 大日本聯合女子青年團主事 小田 周洋 被服更生研究會講師 奈良千代子 拓務省講師 (交渉中)

滿洲移住協會講師 (同)

- 社會教育課長 山崎 高
- 社會 課長 高田 三郎
- 地方農林主事 橋詰 淺吉
- 地方農林技師 山崎 永雄
- 拓務主事補 大鹽 憲二
- 社會教育主事 細川 隆
- 同 穴戸 英人
- 倉吉實踐女學校教諭 吉田 峯代

五 研究協議題

- 1 女子青年團拓殖部の活動を一層充實すべき具体策如何
- 2 女子の大陸進出を促す良策如何

六 講習方法

講習員は全部宿泊とし講演、研究協議、懇談會等の行事をなすと共に規律統制ある生活訓練を通して行的訓練を体験せしむ

七 講習員

- 1 資格 (イ) 各都市處女會職員 (ロ) 各市町村處女會拓殖部

長又は之に代るべき幹部 (以上何れも女子たること)

- 八 經費 壹圓 (會員負擔)
- 九 携帶品、其他
 - 1 講習員は筆記用具、日用品、寢具等の外 エプロン、モンペイ、地下足袋等持参のこと
 - 2 講習員は研究協議題に付豫め準備し出席のこと
 - 3 講習員は第一日午前九時迄に必ず會場に到着受付を了すること
- 一〇 申 込 昭和十四年十月十五日正午迄に鳥取縣社會教育課内鳥取縣處女會會長宛到達するやう各都市處女會長より申込むこと (様式省略)

x x x



中等學校以上聯合演習

十月二日中等學校長及配屬將校等集合協議の結果、學校配屬將校令公布十五周年記念事業として本縣内中等學校以上の各學校を動員して聯合演習を舉行することに決定した。

期日は十月十九・二十・二十一日の二泊三日で西伯郡汗入地方及大山原野に於て遭遇戰・陣地攻防戰・夜戰及び陣中勤務を行ひ、且つ名和長年公に關する古戰史の研究をして後大山登山を爲し、終つて閱兵及分列を行つて解散するものである。



椎茸栽培の奨励に就て

本縣は環境が椎茸の發育に恵まれ、山間部には自然に發生するところが多いにも拘らずこれを人工的に栽培する者が少いため、年産額僅に乾燥椎茸二百貫、千余圓に止まり、年々二萬二千余圓は他府縣から移入してゐる現狀であつて洵に遺憾な次第である。

然るに、椎茸栽培は從來孢子播種法によつてゐた時代は管理に相當の經驗を要し、随分失敗者もあつたが、現今に於ては埋柵式又は培養菌系埋柵式によつて栽培が容易となり、椎茸の發生も極めて良好となつて無經驗者にも全然失敗するやうなことは決してない程度となつた。殊に從來のやうに山地でなくても宅地内の軒下、庭先又は果樹園や竹林の中等でも栽培に就

培が出来る(三坪もあれば百貫位の寢込が出来る)ので、管理上にも至極便利になつた譯である。

元來椎茸栽培事業は、山村の副業として極めて有利な事業で、之を合理的に經營する場合は製炭に比し五、六倍の收益を擧げることほさしたる難事ではない。而も本縣に於ては原料極めて豊富で、農山村の餘剩力利用上、將又自給經濟確立の見地からもこれが増産は最も緊要である。

よつて先づ本縣需要量の二倍を標準として勸奨し、昭和十二年度から補助金を交付して居る本年も原木代の三分の一以内の補助金を交付す

ることになつて居るから、林業實行組合、森林組合、農事實行組合等(個人希望者は栽培組合を組織すること)は左記様式により十月末日までに知事宛申請せられたい。

尙ほ之が栽培について不明の點は縣に於て指導する外、培養菌種及び種柵等の購入に關しては、縣山林會にて斡旋することになつてゐるからその旨至急申出られたい、更に本月末頃から原木伐採の好期となるから、本年度栽培希望者は期を逸せず準備作業に取りかかられるがよい。申請様式は次の通りで、事業計畫ある者は計畫書を添付せられたい。

椎茸栽培補助申請書

栽培地	原木樹種	栽培期		原木本敷 (玉切數)	材積才	價格	栽培者
		伐木期	寢込期				

右實行可致候條補助金交付相成度及申請候也

年 月 日

計

知 事 宛

住 所

何々組合長

何 某

十月十一日發行「週報」並「寫眞週報」掲載内容左記ノ通
週報第百五十六號(週報三周年記念特號)掲載内容
特輯座談會

一 物價停止は如何に行はれるか
一 價格 賃金 俸給 家賃 地代
價格統制と今後の問題

一 支那事變戰況

一 大戰から大戰への歐洲 (村川 堅 固)

附録「歐洲時局要圖」B2列三色刷(週報の約十二倍大)

寫眞週報第八十六號掲載内容

一 江南戦線から

一 建武の昔を偲びつつ (後醍醐天皇御六百年祭一吉野神宮)

一 赤心に羽ばたく翼一 東京、大阪

(愛國機獻納式と壯烈な空の攻防戦)

一 流血の歐洲 (硝煙塵き歐洲の戦野)

一 お嬢さんも街に出たー東京 (兒童遊園地にお嬢さん方の勤勞奉仕)

一 慰問袋ー放送軍歌から

一 阪東太郎の水防訓練 (利根川河畔に展開された勇ましい水防訓練)

一 動き出した太原のタペコ工場(同盟映畫「新大陸」から)

一 精勵二面鏡

一 「箱」、「机」

一 家庭救急箱

中毒にかゝつたら

昭和十四年十月十三日印刷
昭和十四年十月十三日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高都大在村大字吉野
印刷所 鳥取刑務支所